

令和3年度 新潟県再生可能エネルギー設備導入促進事業補助金 公募要領

1 目的

再生可能エネルギーの導入を促進し、地球温暖化の防止と県内産業の振興を図るため、自家消費を目的とした再生可能エネルギー発電設備・熱利用設備、蓄電池設備等を導入する事業者を補助する。

2 交付対象者

新潟県内に事業所を置く法人、団体（国、地方公共団体を除く。）、個人事業者又は県内に事業所を置く法人を構成員とする企業体とする。

3 対象設備

(1) 設備条件

設備名	要件
再生可能エネルギー発電設備	
(1) 風力発電	・ 1地点当たりの合計出力5kW以上
(2) バイオマス発電	・ 発電出力5kW以上 ・ バイオマス依存率60%以上 ※バイオマス排水、家畜糞尿、食品残渣等のみを原料にする場合はバイオマス依存率を100%とする。 ※バイオマス燃料の調達計画書を添付すること。
(3) 水力発電	・ 発電出力5kW以上1,000kW以下
(4) 地熱発電	・ 特になし
(5) 上記(1)～(4)の対象設備及び太陽光発電設備と併せて導入する蓄電池	・ 蓄電池の単独設置は認めない ・ 上記(1)～(4)の対象設備及び太陽光発電設備の発電電力を蓄電するもの ・ 太陽光発電を設置する場合、太陽光発電の出力は10kW以上。
再生可能エネルギー熱利用設備	
(6)太陽熱利用	・ 集熱器総面積5㎡以上
(7)温度差エネルギー利用	・ ヒートポンプを設置する場合は、冷却又は加熱能力が5kW以上
(8)雪氷熱利用	・ 雪又は氷を貯蔵する雪室、氷室等及び冷気・冷水の流量を調整する機能を有する雪氷熱供給設備
(9)地中熱利用	・ ヒートポンプを設置する場合は、冷却又は加熱能力が5kW以上
(10)バイオマス熱利用	・ バイオマス依存率60%以上 ※バイオマス排水、家畜糞尿、食品残渣等のみを原料にする場合はバイオマス依存率を100%とする。 ※バイオマス燃料の調達計画書を添付すること。

(2) 系統接続条件 固定価格買取制度等による売電は不可とする。

- (3) 設置条件
- ・新潟県内の事業所に設置する設備を対象とする。
 - ・住宅または住居施設への設置は、設備条件を満たしていても不可とする。
 - ・国内の販売実績のない新型機器については、実証試験結果の信頼性が認められる場合に限り、補助対象とする。

4 対象経費（消費税は補助対象外とする）

費 目	内 容	対 象 外
設計費	対象設備等の設置に係る設計に要する経費	
設備費	対象設備等の購入、製造等に要する経費	土地の取得及び賃借に係る費用、中古品等
工事費	補助事業の実施に不可欠な配管、配電等の工事に要する経費	建屋の建設費、既存構築物及び設備の撤去費、土地造成、整地、消雪パイプ等の二次利用目的のための削井及び地盤改良工事に準じる工事費
その他経費	事業実施に必要な経費	電力会社との工事費負担金

5 補助率及び補助限度額

対象設備(別表1参照)	補 助 率	補助限度額
(1) 風力発電設備	1 / 4 以内	8, 0 0 0 千円
(2)~(4) 風力以外の発電設備	1 / 3 以内	5, 0 0 0 千円
(5) 蓄電池	1 / 3 以内	1, 4 6 0 千円
(6)~(10) 熱利用設備	1 / 3 以内	5, 0 0 0 千円

6 事業期間

補助事業の期間は、交付決定の日から令和4年3月31日(木)までとする。
 交付決定日より前に着手した事業は対象とならない。ただし、見積徴収等の契約準備作業は除く。

7 交付申請書の提出

(1) 提出書類

- ア 補助金交付申請書（第1号様式）
- イ 補助事業の実施計画書（別紙1-1又別紙1-2）
- ウ 補助事業の経費配分書（別紙2）
- エ 上記書類に記載の添付書類

(2) 提出期限

令和3年6月11日(金) 17時15分まで(必着)

(3) 提出方法

持参、郵送（書留郵便に限る）または電子メールで提出すること。

※ 持参する場合は、業務時間内（土日・祝祭日を除く8時30分から12

時まで及び13時から17時15分まで)に訪問すること。

(4) 提出先

〒950-8570 新潟市中央区新光町4-1

新潟県産業労働部創業・イノベーション推進課新エネルギー資源開発室

電話 : 025-280-5257

FAX : 025-280-5508

E-mail : ngt050030@pref.niigata.lg.jp

8 公募スケジュール

令和3年4月12日(月) 公募開始

令和3年6月11日(金) 補助金交付申請書提出期限

令和3年6月下旬 補助金交付決定

9 交付決定について

補助金の交付を決定すると認めたときは、書面で通知するとともに補助事業名、事業者名を公表する。

本事業の予算を超える多数の申請があった場合は、交付申請書の内容から事業の実効性及び事業内容を評価し、対象設備導入による二酸化炭素削減効果が高い補助事業を優先する。

10 その他

- ・ 事業の実効性及び事業内容の評価等のため、交付申請書受理後、申請者に対して説明や追加資料等を求める場合がある。
- ・ 交付決定した事業費が、本事業予算に満たない場合は、日程を改め公募を実施する場合がある。